

令和元年度特種用途自動車（防災対策車）
の交換購入に係る一般競争入札説明書

入札説明書
入札心得
入札書様式
委任状様式
予算決算及び会計令（抜粋）
仕様書
契約書（案）
性能等証明書
自動車の性能に関する審査要領

令和元年6月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房総務課 情報システム室

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房総務課情報システム室

原子力規制委員会原子力規制庁の調達に係る入札公告（令和元年6月6日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和元年度特種用途自動車（防災対策車）の交換購入

(2) 内容等 別紙仕様書による。

(3) 納入期限 令和元年10月31日（木）

(4) 納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法

本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

ア. 入札者は、納入に要する一切の費用（ただし、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及びびりサイクル料金を除く。）を含めた契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中でないこと。

- (4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」の「車両類」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、環境性能その他仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した性能等証明書（別添3）を作成し、提出期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された性能等証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用し得ると判断した証明書を提出したもののみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会

- (1) 日時：令和元年6月14日（金）14時30分～
- (2) 場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

5. 入札に関する質問の受付

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。
 - ア 出期限 令和元年6月27日（木）12時00分まで
 - イ 提出場所 〒106-8450
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル18階
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課情報システム室 林、首藤
 - ウ 提出方法 FAX又はメールにより提出すること。
FAX（03-5114-2250）
Eメール（kazuhiro_hayashi@nsr.go.jp）又は（motoki_sudou@nsr.go.jp）
- (2) (1)の質問に対する回答は、令和元年6月28日（金）12時00分までにFAX又はメールにより行う。

6. 性能等証明書等の提出期限、提出場所及び審査

- (1) 性能等証明書及び2(4)に係る令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の写しの提出期限及び提出場所
 - ア. 提出期限 令和元年6月28日（金）12時00分

イ. 提出場所 4(1)イの場所

(2) 性能等証明書等の提出方法

ア. 性能等証明書等は、提出場所に持参又は郵送（提出期限必着。書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。電話、FAX又は電子メールによる提出は認めない。郵送する場合は、包装の表に「性能等証明書等在中」と明記すること。

イ. 理由の如何によらず、性能等証明書等が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

ウ. 入札者は、その提出した性能等証明書等の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 性能等証明書の審査

提出された性能等証明書は、原子力規制委員会原子力規制庁において審査し、合格したものに係る入札書のみを落札決定の対象とする。性能等証明書の合否については、令和元年6月28日（金）17時00分までに原本の郵送に先行して指定された宛先にFAXによる事前送信を行う。

7. 入札及び開札

日時：令和元年7月16日（火）14時30分～

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

開札は入札終了後直ちに行う。

8. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

9. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した性能等証明書を提出した入札者であつて、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするときがある。

11. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めにより実施する。
12. 入札保証金及び契約保証金 全額免除
13. 契約書作成の要否 要
14. 契約条項 契約書（案）による。
15. 支払の条件 契約書（案）による。
16. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
17. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門
〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9
18. その他
 - (1) 競争参加者は、提出した性能等証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
 - (2) 本件に関する照会先
質問は、FAX又はメールにて受け付ける。
担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課情報システム室 林、首藤
FAX（03-5114-2250）
Eメール（kazuhiko_hayashi@nsr.go.jp）又は（motoki_sudou@nsr.go.jp）

(別紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札に当たって

は、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式2による委任状を持参しなければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札
- ④ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札

- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、直接入札における開札の際に、入札者又はその代理人等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

16. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に關係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

17. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

18. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受理した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

19. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。））を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入札書

令和元年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

(復) 代理役職・氏名 印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に

(復) 代理人の記名押印が必要。

このとき、代表印は不要 (委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和元年度特種用途自動車 (防災対策車) の交換購入
- 2 入札金額 : 金額 _____ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

(様式2-①)

委任状

令和元年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地

(委任者) 商号又は名称

代表者役職・氏名

印

代理人所在地

(受任者) 所属 (役職名)

代理人氏名

印

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和元年度特種用途自動車 (防災対策車) の交換購入の入札に関する一切の件
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

(様式2-②)

委任状

令和元年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属 (役職名)
代理人氏名 印

復代理人所在地
(受任者) 所属 (役職名)
復代理人氏名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和元年度特種用途自動車 (防災対策車) の交換購入の入札に関する一切の
件

(参考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

仕様書

- 1 件名
令和元年度特種用途自動車（防災対策車）の交換購入
- 2 品名及び数量
特種用途自動車（防災対策車） 1台
- 3 規格
別紙1「特種用途自動車（防災対策車）規格書」（以下、「規格書」という。）のとおり
- 4 納入期限
令和元年10月31日（木）
- 5 納入場所
東通村防災センター：青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5-35
- 6 自動車の登録手続き
納入に先立ち納入場所を管轄する公安委員会に緊急自動車の指定の申請を行い国土交通省運輸支局に登録手続きを行うこと。
登録は特種用途自動車に登録すること。
登録手続き完了後、自動車検査証の写しを公安委員会に提出し緊急自動車の指定を受けること。
原子力規制庁が負担する自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料を含み、登録手続きに要する一切の経費は契約金を含む。
- 7 交換のために引き渡す防災対策車の概要
別紙2「交換防災対策車の概要」とおり。
※ 交換のために引き渡す自動車を使用済自動車とする場合において、当該使用済自動車の引き取りは、受注者の引き取り業者にて行うものとする。また、受注者は、引き取り業務を行う指定の引き取り業者に対し、車両内容等につき、守秘義務を負わせるものとする。なお、引き取り業者の指定にあたっては、別途発注者に対し、通知するものとする。
※ 受注者は、交換のために引き渡す自動車を廃車にする場合は、カーエアコン等の冷媒処理が的確に行われたことの確認のため、再利用または破壊を証した書面を提出すること。

8 検査(完成時検査)

検査については原子力規制庁の指示に従い、納車時に完成検査を実施すること。

検査は本仕様書に記載されている自動車及び付属装備等の目視、数量の確認及び機能、性能の確認を行う。

なお、改造中の確認が必要な場合は改造時に改造箇所の写真等をメールで送り事前に確認することもできるようにすること。

9 納入要領

- (1) この仕様書に基づき検査を実施し合格した後、納入すること。
- (2) 契約業者は、納車時に現地原子力規制庁職員に取扱説明を確実に行うこと。

10 保証事項

- (1) 契約業者は、納入した車両及び付属機器については自動車メーカーにおいて保証する期間、並びに規格書に規定する指定装置に対してはそれぞれの製造業者等が保証する期間に通常の使用及び整備の状況において故障を生じた場合は、無償で他品の良品（部品を含む。）と取替え又は修理をすること。ただし、原子力規制庁の故意又は重大な過失があった場合、その他契約業者の責めに帰すべき理由によらない場合は、この限りではない。
- (2) 契約業者は、前述の取替え又は修理あるいは必要な保守点検等を行うのに十分な設備を有する協力工場等の整備拠点を5の納入場所の近隣に有し、迅速に適切な処置が行えること。

11 提出書類

契約業者は、次のものを次の提出部数、提出期日に提出すること。

	提出図書	部数	提出時期
1	実施計画書（実施体制、製作図注1）、諸元表含む。）	1部	契約後2週間以内
2	実施工程表	1部	契約後2週間以内
3	品質計画書 注2)	1部	契約後2週間以内
4	保証書（付属設備、付属品含む）	1部/台	納入時
5	取扱説明書（付属設備、付属品含む）	1部/台	納入時
6	報告書 注3) （保証書、取扱説明書の複写を含む）	1部	納入完了後1週間以内

注1) 製作図は以下のとおりとする。

- (1) 指定諸装置取付部位及び文字貼付位置を表示した全体図
- (2) 指定諸装置の外観図
- (3) 指定諸装置への配線図

注2) 品質計画書には以下の事項を記入すること。

- (1) 品質管理体制
 - ・作業実施部署は、品質管理部署と独立していること。
 - ・実施責任体制が明確になっていること。
- (2) 品質管理の具体的な方策
受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した作業に関する方法（チェック時期、チェック内容等）が明確にされていること。
- (3) 工程管理
調達から納入までの管理方法について規定され実施されていること。
- (4) 調達管理
材料、機材等を調達する場合の調達管理について規定され実施されていること。
- (5) 不適合管理
不適合発生時の適切な管理方法が明確にされていること。
本業務において不具合等が発生した場合の、連絡窓口、対応部署名等を記載した体制図を示すこと。

注3) 報告書には以下を含むものとする。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 整備要領書 | 1部 |
| (2) パーツリスト（付属装備、付属品及び指定諸装置） | 1部 |
| (3) 登録完了写真(車両四面A4サイズ) | 1部 |
| (4) 車検証のコピー | 1部 |
| (5) 完成検査記録 | 1部 |

12 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、11の提出書類が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

13 その他

- (1) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、原子力規制庁と協議すること。
- (2) 仕様内容の変更がある場合は、別途原子力規制庁より指示する。
- (3) 連絡先

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房総務課 情報システム室
林 千博 メール (kazuhiro_hayashi@nsr.go.jp)
首藤 大器 メール (motoki_sudou@nsr.go.jp)
東京都港区六本木1-9-9 電話 03 (5114) 2240

(内線4706、4707)

特種用途自動車（防災対策車）規格書

第 1 仕様総説

- 1 この車両は原子力施設内外において災害時に迅速に現場に急行し、必要な作業指示を行うことを目的とした車両で、この規格書に示す諸装置を備え、厳しい使用状況に耐えうるものとし、道路運送車両法の保安基準に適合するものであること。
- 2 この規格書に基づき使用する資材及び部品は、日本工業規格（JIS規格）に適合するものを使用すること。
- 3 納入車両は、グリーン購入法の基準を満たすもので、納入期日前半年以内に製造された新品であること。
- 4 契約業者は、この規格書に基づき、製作図、諸元表及び工程表を提出し、承諾を受けた後、架装に着手すること。

第 2 自動車の主要諸元

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 定員 | 5 名以上 |
| 2 全長 | 4, 5 0 0 mm以上（架装前） |
| 3 全幅 | 1, 7 0 0 mm以上（架装前） |
| 4 全高 | 1, 6 0 0 mm以上（架装前） |
| 5 室内長 | 1, 9 0 0 mm以上 |
| 6 室内幅 | 1, 4 5 0 mm以上 |
| 7 室内高 | 1, 2 0 0 mm以上 |
| 8 最低地上高 | 1 9 0 mm以上（架装前） |
| 9 車両重量 | 2, 5 0 0 kg以下 |
| 10 駆動方式 | 四輪駆動 |
| 11 エンジン出力 | 最大トルク（ネット）1 9 0 N・m以上 |
| 12 燃料 | 軽油又はガソリン（無鉛レギュラー） |
| 13 変速機 | オートマチック |
| 14 タイヤ | ラジアルタイヤ |
| 15 その他 | |
- (1) 普通免許で運転可能な車両とすること。
 - (2) 右ハンドル仕様とすること。
 - (3) 寒冷地仕様（バッテリー、ウインターブレード含む。）とすること。
 - (4) 集中ドアロック、パワーウィンドウであること。
 - (5) シートは、汚れ等が容易に除去できるようシートカバー（撥水、防水等）若しくは、シート自体に撥水处理が施されたものとする。
 - (6) 室内にラゲージルームがあり、収納物が車内外から容易に積み降ろし可能なこと。
 - (7) 応急作業に必要な固定式の資機材収納設備を有すること。

第3 その他の付属装備及び付属品

- 1 車両盗難防止装置（エンジンイモビライザー及びオートアラーム）
- 2 オートエアコン（新冷媒）
- 3 FM/AMラジオ
- 4 ナビゲーションシステム（メーカー純正）
- 5 TV設備（地上デジタル対応）
- 6 バックモニター装置（メーカー純正）
- 7 ドライブレコーダー
- 8 スペアタイヤ 1本
- 9 ラゲージルームランプ
- 10 三角停止表示板 1個
- 11 積雪道路用チェーン（保管ケース付）
- 12 シガーソケット充電式懐中電灯 1個
- 13 タイヤストッパー 2個
- 14 スタッドレスタイヤ（ホイール付）4本（メーカー純正）
- 15 シートベルト切断用カッターとガラスハンマー（一体品）1個
- 16 燃料携行缶（ステンレス製、20ℓ）1個
- 17 車両付属品（発煙筒、工具等）1式
- 18 フロアマット 1式
- 19 取扱説明書 1式

第4 指定装置

指定装置の取付けは、堅牢で走行中にゆるみ、がた、異音の発生、脱落、浸水等がないようにすること。また、配線、配管はできる限りプロテクター、クランプ等で固定し、電気回路にはヒューズを設けるなど短絡、熱損の防止装置を施すとともに、防錆・防滴処理をすること。

1 警光灯

(1) 散光式警光灯 1個

散光式警光灯をルーフ前方付近に補強を施し、直接ルーフに取り付けること。

前方300mから視認できるように、発光部前方には遮蔽物が無いように取り付けること。

配線は取付け足の中を通し、外部から直接見えないような措置を施すこと。

ア 寸法(本体)

幅1,100mm× 高さ150mm× 奥行き500mm程度

イ 形状

斜め前方及び横方向からの視認性向上のためV形（ブーメラン形状）であること。

- ウ 光源
LED灯（回転ユニット2個以上、点滅ユニット4個以上）
- エ 定格電圧・電流
DC12V ・ 1A
- オ 質量
10～11kg程度
- カ グローブの色
赤
- キ 防雪カバー
降雪時スピーカへの雪の侵入を防ぎ音量を確保するため防雪カバーを添付すること。
- ク 外部突起物規制
散光式警光灯は外部突起物規制に適合するものであること。

(2) スイッチ

- 電子サイレン内蔵拡声装置のスイッチにてON・OFFできること。
- 閃光パターンの切り替えは要さない。

2 電子サイレン内蔵拡声装置 1 個

電子サイレン内蔵拡声装置をセンターコンソール周辺又は運転手・助手席から操作できる位置に取り付けること。

サイレンの音の大きさは、車両の前方20m の位置において90dB 以上120Db以下であること。

(1) 寸法(本体)

幅178mm× 高さ50mm× 奥行き130mm程度

(2) 質量

1. 4kg程度

(3) 定格電圧

DC13.2V

(4) 消費電流

5.0±1A

(5) 音声出力、出カインピーダンス

50W、8、16Ω

(6) 電源

バッテリーから配線すること。

(7) 単一指向性マイク 1 個

単一指向性マイクをセンターコンソール周辺又は運転席、助手席から操作しやすい場所にマイクロホンハンガー等を用いて取り付けること。

ア 寸法(本体)

幅45mm× 高さ120mm× 奥行き40mm程度

イ トークスイッチのロック機能を有し、マイクロホンハンガー等に保持したまま拡声放送ができること。

(8) その他機能

サイレン吹鳴をON・OFFするスイッチの他、押している間のみサイレンが吹鳴するスイッチ及び一時的に押すことでサイレンの音量を低下させるスイッチの他、マイクの音量を調節するダイヤル等を有すること。

音声合成メッセージの再生機能及び警鐘の鳴動機能は要さない。

(9) スピーカー等

スピーカーは散光式警光灯と一体型かこれに内蔵されているものであること。

別に適当なドライバーユニットまたはスピーカーを散光式警光灯内に取り付けることを可とする。

3 車載型衛星電話一式載せ替え

交換対象となる防災対策車に装備している既存の車載型衛星電話を、新たに納入する防災対策車に移設する（機能確認含む。）こと。

車載型衛星電話の構成は以下のとおり。

- ・衛星車載端末
- ・ハンドセット
- ・ハンドセット置台
- ・車載アンテナ（自動追尾式）
- ・取り付け金具、ケーブル等

第5 塗色及び文字

1 塗色

塗色は白色系とする。

2 文字

サイズ・間隔・貼付け位置については別途指示する。

(1) 書体・デザイン・配色

参考「車体に表示する文字について」のとおり。

(2) 文字・貼付け場所

車両両側面及び車両天井の見やすい位置に取り付けること。

車体に記載する文字について

1 記載内容

(1) 車両両側面

「原子力規制委員会 原子力防災車」とし、「原子力規制委員会」を1行目、「原子力防災車」を2行目に記載すること。

(2) 車両天井

「原防車」とする。

2 フォント及び文字色

MSゴシックの黒字とする。ただし、車両の塗色により黒字では判読しづらい場合は、白地に黒文字とする。

3 文字の大きさ

(1) 車両両側面

原則として250ポイント以上の文字とする。ただし、車両のサイズ等により文字が収まらない場合は、別途調整する。

(2) 車両天井

原則として300ポイント以上の文字とする。ただし、車両のサイズ等により文字が収まらない場合は、別途調整とする。

4 その他

(1) 文字の記載について

ア 車体両側面

マグネットシート等を用いて着脱できるようにすること。

イ 車両天井

カッティングシート等を用い、容易に脱落しないようにすること。

(2) 解釈について疑義が生じた場合は、原子力規制庁と協議して決定すること。

交換防災対策車の概要

【東通村防災センター】

- ・自動車登録番号 青森 300 つ 1677
- ・車名及び型式 三菱 パジェロ (ロング)
LA-V73W
- ・寸 法 全長 4,770mm
全幅 1,890mm
全高 1,990mm
- ・車両重量 2,130kg
- ・乗車定員 5人
- ・総排気量 2,970cc
- ・初度登録年月 平成16年9月 (車検満了:令和元年11月12日)
- ・車体色 モスグリーン
- ・走行距離 46,700km (平成29年11月8日現在)
- ・車載型衛星電話 移設 (ワイドスター II型)

売 買 契 約 書(案)

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名 (以下「売主」という。) と (以下「売主」という。) とは、下記事項に関し、別記契約心得及び特記事項により売買契約を締結する。

記

契 約 金 額	金 _____ 円 (うち消費税額及び地方消費税額 _____ 円) 上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき、算出した額である。
1. 件 名	令和元年度特殊用途自動車(防災対策車)の交換購入
2. 数 量	仕様書のとおり
3. 仕 様	仕様書のとおり
4. 納 入 期 限	令和元年 10 月 31 日
5. 納 入 場 所	仕様書のとおり
6. 契約保証金	全額免除

上記契約の証として本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和元年 月 日

売主 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

売主 住所
会社名
代表者

原子力規制委員会原子力規制庁物件売買契約心得

(適用)

第1条 本契約条項（特記事項を含む。）は物件の売買契約に適用する。

(権利義務の譲渡等)

第2条 売主は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を買主の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 売主が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、買主に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、買主は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

また、売主から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が買主に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 買主は、承諾の時に於いて本契約上売主に対して有する一切の抗弁について保留すること。
 - (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 買主は、売主による債権譲渡後も、売主との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら売主と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて売主が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、買主が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、買主が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(給付完了の通知)

第3条 売主は、物件全部の給付を終えたときは、その旨を直ちに買主に通知しなければならない。

(給付完了の検査の時期)

第4条 買主は、前条の通知を受けた日から10日以内にその給付物件の検査をし、合格した上で引渡しを受けるものとする。

(所有権移転の時期)

第5条 前条の引渡しを終った日をもって所有権移転の時期とする。

(かし担保責任)

第6条 買主は、給付物件の引渡しが終わった後でもかしがあることを発見したときは、売主に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修をさせることができる。

2 前項によってかしの補修をさせることができる期間は、第4条の引渡しを受けてから1か年とする。

3 売主が第1項の期日までにかしの補修をしないときは、買主は、売主の負担において第三者にかしの補修をさせることができる。

(対価の支払)

第7条 買主は、給付物件の引渡しを受けた後売主から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第8条 買主が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第9条 売主が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに給付物件の引渡しを終わらないときは、買主は、違約金として延引日数1日につき契約金額の100分の1に相当する額を徴収することができる。

(契約の解除)

第10条 買主は、売主が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 売主が天災その他不可抗力の原因によらないで、履行期限までに物件の給付を完了しないか、又は履行期限までに物件の給付を完了する見込みがないと買主が認めたとき。

(2) 売主が正当な事由により解約を申出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、売主又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、売主が本契約条項に違反したとき。

(損害賠償)

第11条 買主は、かしの補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、第4条の引渡しを受けてから1か年とする。

(契約の公表)

第12条 売主は、本契約の名称、契約金額並びに売主の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第13条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、買主と売主との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、買主と売主との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 買主は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、売主が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、売主の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、売主（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 売主は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを買主に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 売主が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、買主が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、買主が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、売主は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として買主の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、売主が事業者団体であり、既に解散していると

きは、買主は、売主の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、売主の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、買主に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、買主がその超える分について売主に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 売主が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を買主が指定する期間内に支払わないときは、売主は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を買主に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 買主は、売主が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 売主は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約

を解除させるようにしなければならない。

- 2 買主は、売主が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 買主は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより売主に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 売主は、買主が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、買主に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- 3 売主が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、買主が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、買主が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、売主は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として買主の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 5 第2項に規定する場合において、売主が事業者団体であり、既に解散しているときは、買主は、売主の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、売主の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 6 第3項の規定は、買主に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、買主がその超える分について売主に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

- 7 売主が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を買主が指定する期間内に支払わないときは、売主は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を買主に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 売主は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を買主に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

性能等証明書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

令和元年度特殊用途自動車（防災対策車）の交換購入の入札に関し、下記のとおり相違ないことを証明します。

		納入しようとする 自動車の性能等	※環境省 審査欄
①	車名		
②	型式		
③	車両重量(kg)		
④	乗車定員(人)		
⑤	総排気量(cc)		
⑥	燃費値(Km/L)(JC08モードによる値又は JC08モード換算値)		
⑦	低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第 103号）の基準のうち、平成17年基準排出ガス75% 低減レベル以上に適合していること。	適・否	
⑧	その他仕様書に定める要件を満たしていること	適・否	

◎環境性能に対する得点

$$= 100 + 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} (\quad) - \text{燃費基準値} (10.6)}{\text{燃費目標値} (25.0) - \text{燃費基準値} (10.6)} = \boxed{\quad * \quad}$$

(注) ※欄は記入しないこと。

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。

- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、50点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たす市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - 10.6}{25.0 - 10.6}$$

- ③ ②の「入札価格に対する得点」は入札価格を1万円で除して得た値とする。

3. 自動車の燃費値の算定方法

JC08モードによる燃費値を使用するものとする。

※ 以下、仕様書を添付する。